

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

項目名	NISA の利便性向上等		
税目	所得税		
要望の内容	NISA の利便性向上等のため、更なるデジタル化を含め、所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 新しいNISA 制度の開始に伴い、手続きの更なるデジタル化を推進すること等により、投資家の利便性を向上させ、NISA の更なる普及・利用促進を図ること。 (2) 施策の必要性 「資産所得倍増プラン」を受け、昨年の税制改正において NISA の抜本的拡充・恒久化が実現し、令和6年1月から新しいNISA が開始されるところ、5年間で NISA 総口座数・買付額を倍増させる目標達成に向け、NISA の更なる利便性向上への対応が求められる。 また、同プランにおいては、「サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、デジタル技術の活用等により、NISA に係る手続きの簡素化・合理化等を進める。」こととされている。 具体的には、金融機関変更時や、口座開設後 10 年後の顧客の所在地確認の際に書面での手続きが必要となる等、デジタル化が十分に進んでいない手続き等について、更なる改善を図る必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄） （3）NISA 制度 ②NISA の手続の簡素化 投資未経験者も含めて、利用者が簡単に NISA を活用できるようにするとともに、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減する観点から、デジタル技術の活用等により、NISA に係る手続の簡素化・合理化等を進める。 ③新しい NISA 制度の開始に向けた対応 新しい NISA 制度の開始（来年 1 月）に向け、非課税保有限度額の管理システムを整備するとともに、8,000 万人の投資未経験者に対し、NISA 制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化する。また、制度の利用者への定期的な確認手続にマイナンバーを活用することを検討する。
		政策の達成目標	NISA の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。 5 年間で、NISA 総口座数を 3,400 口座、NISA 買付額を 56 兆円とすること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	口座数：つみたて NISA 783 万口座 一般 NISA 1090 万口座 ジュニア NISA 99 万口座 買付額の合計：つみたて NISA 3.2 兆円 一般 NISA 28.3 兆円 ジュニア NISA 0.9 兆円 （出典）金融庁「NISA 利用状況調査」（2023 年 3 月末時点）
		要望の措置の適用見込み	全ての NISA 口座開設顧客の利便性向上につながる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	口座数：つみたて NISA 783 万口座 一般 NISA 1090 万口座 ジュニア NISA 99 万口座 買付額の合計：つみたて NISA 3.2 兆円 一般 NISA 28.3 兆円 ジュニア NISA 0.9 兆円 （出典）金融庁「NISA 利用状況調査」（2023 年 3 月末時点）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	口座数はつみたて NISA、一般 NISA 合わせて 1,800 万口座超（令和 5 年 3 月末時点）と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
	これまでの要望経緯	・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等	

	・令和2年度改正 NISA の恒久化等 ・令和3年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和4年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和5年度改正 NISA の恒久化等
--	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

項目名	上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し		
税目	相続税		
要望の内容	物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置すること。また、国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 納税者が物納を利用しやすいよう特例を措置し、また、上場株式等に係る相続税評価方法等の見直しを行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消することで、税制が国民の資産選択に歪みを与えない環境整備を図ること。 (2) 施策の必要性 上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。 また、相続財産となった上場株式等は、原則、相続時点の時価で評価され、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。 このように、上場株式等の相続税に係る課題が、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がなされていることから、上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直しが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	要望の内容と同じ。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	上場株式等を物納に充てることを希望する者 【参考】個人株主数（居住者）：1,491万人（証券保管振替機構株式等振替制度 株式5 属性別株主数状況（6か月累計）（2023年1月～6月））
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の内容と同じ。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	納税者が物納を利用しやすい納税環境を整備する一環として、上場株式等の相続税に係る物納要件の見直しを行うことが妥当である。また、上場株式等と他の資産との相続税の負担感の差による国民の資産選択の歪みを解消するためには、上場株式等に係る相続税の評価方法等の見直しが必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			平成 28 年度からの継続要望。

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

項目名	クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	クロスボーダー投資の活性化のため、ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用が可能となるよう所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 租税条約等に係る手続きの見直しを行うことにより、クロスボーダー投資の活性化を図り、国際金融センターとしての機能強化を図ること。 (2) 施策の必要性 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。 しかしながら、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続きをすることとされている。投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続きを行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にあるため、所要の措置が必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄） （10）金融行政・税制のグローバル化 拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化するとともに、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。
		政策の達成目標	ファンドを介したクロスボーダーについて、租税条約の適用が可能となる措置を講ずること、クロスボーダー投資を活性化させること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用が可能となり、クロスボーダー投資が活性化する見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	クロスボーダー投資の活性化を図り、国際金融センターとしての機能強化を図るという政策目的を実現する観点から、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			今年度が初めての要望である。

令和 6 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名		店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容		国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に関し、証拠金（現金担保）に係る利子の非課税措置について、恒久化又は延長すること。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る		(1) 政策目的 国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に実施することができる取引環境を整備することで、世界に開かれた市場としての機能強化を図る。 (2) 施策の必要性 金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差し入れられた証拠金に利子を付すのが一般的である。 諸外国では、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、我が国では源泉徴収の対象となる。 このため、平成 27 年度税制改正において、諸外国とのイコールフットィングを図る観点から、外国金融機関等が国内金融機関等に差し入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられ、平成 30 年度税制改正及び令和 3 年度税制改正において、3 年間の延長が図られた。 しかしながら、当該措置は令和 6 年 3 月 31 日までの時限措置であり、安定したデリバティブ取引の環境整備を図る観点から、制度の恒久化又は延長を行う必要がある。	
今 回 の 要 望	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄） VII. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成 1. 資産所得倍増プランの推進

			(10) 金融行政・税制のグローバル化 拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化するとともに、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。
		政策の達成目標	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、安定的な取引環境を整備する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化又は延長
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	利子非課税制度が時限措置であるため、未だ安定的な取引環境が整備されたとはいえない状況。
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引について、一定の外国金融機関等において活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現金担保の利子について、諸外国並みの税制が整備されることによって、国際的なデリバティブ市場における国内金融機関等と外国金融機関等のイコールフットINGが実現する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現金担保の利子に係る措置の恒久化を求めるものであり、予算その他の措置では実現できない。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引について、一定の外国金融機関等が活用していると見込まれる。	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	国内金融機関等と外国金融機関等の税制上のイコールフットイングが確保される。	
	前回要望時の達成目標	デリバティブ取引に際しての外国金融機関からの円滑な担保徴求のための環境を整備し、我が国の金融機関の健全性及び国際的な競争力を高めること。	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担保徴求に係る税制上の環境整備が進み、国内金融機関の競争力向上に貢献しているものと考えられる。	
これまでの要望経緯		・ 平成 27 年度税制改正 制度創設 ・ 平成 30 年度税制改正 3 年延長 ・ 令和 3 年度税制改正 3 年延長	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフティング		
税目	法人税		
要望の内容	国内金融機関の国際競争力向上の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフティングを図ること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高めることで、国際金融センターとしての機能強化を図ること。 (2) 施策の必要性 国際課税のルールにおいては、支店と子会社を同等に取り扱うのが今般の潮流。 一方、我が国の税法は、海外支店について「全世界所得課税」、海外子会社について「テリトリアル課税」を採用しており、支店と子会社で税務上の取扱いが大きく異なる。 銀行については、海外進出にあたり、支店形態を選択するケースが多く、国際競争力の観点から、海外進出における支店と子会社形態の税制上のイコールフティングを図る必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関が海外で事業を行うための環境を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に支店を有する国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関の海外進出が促進され、国際的な競争力が高まることから、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		昨年度に続けて2度目の要望である。

令和 6 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項 目 名		生命保険料控除制度の拡充	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	所得税法上の介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円とすること、一般生命保険料控除については扶養しているこどもがいる場合、6万円とすること。 また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を14万円（扶養しているこどもがいる場合、16万円）とすること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲51,700 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政 策 の 達 成 目 標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 4,095 万人 ※ 令和 3 年民間給与所得者数^(注) 4,894 万人 うち生命保険料控除適用者数 3,431 万人 (70.1%) → 制度拡充後 (見込) 3,558 万人 (72.7%) (注) 年末調整対象者のみ 令和 3 年申告所得者数 657 万人 うち生命保険料控除適用者数 518 万人 (78.9%) → 制度拡充後 (見込) 537 万人 (81.8%) (出典：国税庁「令和 3 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 3 年分申告所得税標本調査」)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資することとなる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、国民が加入している死亡保険金額は、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額に比べて 6 割程度に留まっている^(※)。 このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。

[illegible]

		により、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本要望については、平成 27 年度税制改正より継続して要望しているが、令和 6 年度税制改正では、子育て世帯への控除額を手厚くするよう要望を改めた。

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	日本版スークに係る非課税措置の延長		
税 目	所得税、登録免許税		
要 望 の 内 容	日本版スーク（イスラム投資家を対象とし、資産流動化法上の特定目的信託が発行する社債的受益権）について時限的に講じられている以下の措置を延長すること。 ① 海外投資家が受ける日本版スークの収益の分配の非課税 ② 信託財産の買戻しに係る登録免許税の非課税		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するためにイスラム・マネーを呼び込むための税制上の環境を整備し、それによって国際金融センターとしての地位確立・向上を目指す我が国の金融・資本市場の魅力を高める。 (2) 施策の必要性 イスラム投資家は、宗教上の理由から金利の受領が禁止されているため、出資の形態をとるイスラム債にのみ投資可能である。 主要国では、イスラム・マネーを呼び込むために、イスラム債を組成する際に生じる名目的な権利の移転に係る流通税等を非課税とするなどの税制上の措置が講じられており、我が国においても、同様の税制上の措置は講じられたものの、そのうちの一つである登録免許税に係る措置及び投資家への配当への措置が時限的であるため、これを延長することにより、税制上の環境を整備し、我が国の金融・資本市場の魅力を高める必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 Ⅶ. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成 １. 資産所得倍増プランの推進 （１０）金融行政・税制のグローバル化 拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化するとともに、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。
		政策の達成目標	我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	延長措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	本措置は、我が国の金融・資本市場の魅力向上に寄与していると考えられる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	宗教上の理由から金利の受領が禁止されているイスラム投資家及び金利の支払が禁止されているイスラム発行体、並びにこれらの主体との間で資金調達・運用を行いたい我が国の発行体及び投資家によって活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本版スクークを通じて、資金調達先の多様化を図るとともに、我が国の金融資本市場としての魅力を向上させることで、国際金融センターとしての機能向上が期待できる。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	日本版スクークに係る非課税措置の中には既に恒久化されている措置（信託終了時の不動産取得税の非課税措置等）があり、それらと平仄を合わせるものであり妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	平成 31 年度 0 円 令和 2 年度 0 円 令和 3 年度 0 円 令和 4 年度 0 円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	①の措置により、海外投資家が日本版スクークに投資する際に、通常の社債と同様の取扱いを受けることができる。 ②の措置により、通常の社債の発行では発生しない名目的な資産の移転に係る追加的な登録免許税の負担が除去され、日本版スクークと通常の社債の取扱いを統一的なものとするができる。
		前回要望時の達成目標	我が国の金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むための多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			平成 23 年度改正において、①社債的受益権の配当等の課税の特例（租税特別措置法第 5 条の 3）及び②特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の

	所有権の移転登記等の免税の特例（同法第 83 条の 4）が新設（いずれも時限措置）。 平成 25 年度改正において、①について 3 年間延長。 平成 26 年度改正において、②について 2 年間延長。 平成 28 年度改正において、①及び②について 3 年間延長。 平成 31 年度改正において、①及び②について 3 年間延長。 令和 4 年度改正において、①及び②について 2 年間延長。
--	---

令和 6 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項 目 名	金融機能強化法に基づく資本参加や資金交付に係る登録免許税の軽減措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に規定する経営強化計画に係る決定等に基づく資本参加や資金交付（以下、「資本増強等」という。）に伴い負担する登録免許税率を軽減する租税特別措置法第 80 条の 2 及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条の 2 の措置の適用期限について、金融機能強化法における資本増強等の申請期限である令和 8 年 3 月 31 日まで延長すること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 金融機能強化法による資本増強等の措置により、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を図ることで、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資すること。 (2) 施策の必要性 資本増強等を受ける金融機関等に対する登録免許税の負担を軽減することは、当該金融機関等による経営強化計画や実施計画のより円滑かつ効果的な実施に資するものと考えられ、本件租税特別措置の延長は必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年3月31日まで （金融機能強化法における資本増強等の申請期限まで）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	金融機能強化法が制定された平成16年以降、30金融機関等に資本参加、資金交付制度が創設された令和3年以降、9金融機関等に資金交付契約の締結を行っており、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に寄与したものとする。
	有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	資本増強等に伴う登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	資本増強等に伴う登記の登録免許税について、金融機関等の負担を軽減することは、当該金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を通じた地域経済の活性化や中小企業の支援に寄与するもので妥当である。																																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、本軽減措置の適用実績は 19 件である。																																																					
		【租税特別措置法に基づく軽減】（単位:百万円）																																																					
		【資本参加】																																																					
		<table><tr><th>資本参加年月</th><th>金融機関名</th><th>資本金の増加額</th><th>減収額</th></tr><tr><td>H18. 11</td><td>(株)紀陽ホールディングス</td><td>15,750</td><td>71</td></tr><tr><td>H21. 3</td><td>(株)北洋銀行</td><td>50,000</td><td>175</td></tr><tr><td>H21. 3</td><td>(株)南日本銀行</td><td>7,500</td><td>26</td></tr><tr><td>H21. 3</td><td>(株)福邦銀行</td><td>3,000</td><td>11</td></tr><tr><td>H21. 9</td><td>(株)第三銀行</td><td>15,000</td><td>53</td></tr><tr><td>H21. 9</td><td>(株)みちのく銀行</td><td>10,000</td><td>35</td></tr><tr><td>H21. 9</td><td>(株)きらやか銀行</td><td>10,000</td><td>35</td></tr><tr><td>H21. 12</td><td>(株)東和銀行</td><td>17,500</td><td>61</td></tr><tr><td>H21. 12</td><td>(株)高知銀行</td><td>7,500</td><td>26</td></tr><tr><td>H22. 3</td><td>(株)北都銀行</td><td>5,000</td><td>18</td></tr><tr><td>H22. 3</td><td>(株)宮崎太陽銀行</td><td>6,500</td><td>23</td></tr><tr><td>H26. 3</td><td>(株)豊和銀行</td><td>8,000</td><td>28</td></tr></table>	資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額	H18. 11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71	H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175	H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26	H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11	H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53	H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35	H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35	H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61	H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26	H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18	H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23	H26. 3	(株)豊和銀行	8,000	28	
		資本参加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額																																																		
		H18. 11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71																																																		
		H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175																																																		
		H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26																																																		
		H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11																																																		
		H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53																																																		
		H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35																																																		
		H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35																																																		
		H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61																																																		
		H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26																																																		
		H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18																																																		
H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23																																																				
H26. 3	(株)豊和銀行	8,000	28																																																				
【資本参加(計画変更)】																																																							
<table><tr><th>計画承認年月</th><th>金融機関名</th><th>資本金の額</th><th>減収額</th></tr><tr><td>R4. 3</td><td>(株)プロクレアホールディングス</td><td>20,000</td><td>70</td></tr></table>	計画承認年月	金融機関名	資本金の額	減収額	R4. 3	(株)プロクレアホールディングス	20,000	70																																															
計画承認年月	金融機関名	資本金の額	減収額																																																				
R4. 3	(株)プロクレアホールディングス	20,000	70																																																				
【資金交付】																																																							
<table><tr><th>計画認定年月</th><th>金融機関名</th><th>資本金の額</th><th>減収額</th></tr><tr><td>R4. 9</td><td>(株)あいちフィナンシャルグループ</td><td>20,000</td><td>70</td></tr></table>	計画認定年月	金融機関名	資本金の額	減収額	R4. 9	(株)あいちフィナンシャルグループ	20,000	70																																															
計画認定年月	金融機関名	資本金の額	減収額																																																				
R4. 9	(株)あいちフィナンシャルグループ	20,000	70																																																				
【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく軽減】（単位:百万円）																																																							
<table><tr><th>資本増加年月</th><th>金融機関名</th><th>資本金の増加額</th><th>減収額</th></tr><tr><td>H23. 9</td><td>(株)仙台銀行</td><td>15,000</td><td>83</td></tr><tr><td>H23. 9</td><td>(株)筑波銀行</td><td>17,500</td><td>96</td></tr><tr><td>H24. 9</td><td>(株)東北銀行</td><td>5,000</td><td>28</td></tr><tr><td>H24. 12</td><td>(株)きらやか銀行</td><td>10,000</td><td>55</td></tr><tr><td>H24. 12</td><td>(株)きらやか銀行</td><td>5,000</td><td>28</td></tr></table>	資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額	H23. 9	(株)仙台銀行	15,000	83	H23. 9	(株)筑波銀行	17,500	96	H24. 9	(株)東北銀行	5,000	28	H24. 12	(株)きらやか銀行	10,000	55	H24. 12	(株)きらやか銀行	5,000	28																															
資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額																																																				
H23. 9	(株)仙台銀行	15,000	83																																																				
H23. 9	(株)筑波銀行	17,500	96																																																				
H24. 9	(株)東北銀行	5,000	28																																																				
H24. 12	(株)きらやか銀行	10,000	55																																																				
H24. 12	(株)きらやか銀行	5,000	28																																																				
※ 金融機能強化法に基づく資本増強であっても、銀行（株式会社）以外に対するもの、劣後ローンによるものについては本件軽減措置の対象とならない。																																																							
租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—																																																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本軽減措置が適用され、金融機関等による資本増強等に係る経営強化計画等が円滑に履行されることは、金融機関の経営基盤及び金融機能の強化につながり、そのことが、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資するものとなったと考える。
	前回要望時の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、本軽減措置の適用により、当該金融機関等の経営基盤や金融機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与したものとする。
これまでの要望経緯		平成 16 年度税制改正において、組織再編成の場合の措置として創設（新設）され、4 年間の時限措置が認められた。 平成 20 年度税制改正においては、金融機能強化法の申請期限切れに伴い、延長要望は行わなかった。 その後、平成 20 年 12 月の金融機能強化法改正（申請期限延長）時に、平成 20 年度税制改正で廃止された措置に、金融機関単体への資本増強の場合を追加し、同様の軽減措置の延長が認められた。 その後、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度、平成 31 年、令和 4 年度税制改正で同措置の延長を要望し、延長がなされている。

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局市場課）

項 目 名		トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容		トークン化社債の利子等について、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用制度の適用対象とすること及び公共法人等に係る所得税の非課税制度の適用対象とすること。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要		(1) 政策目的 金融機関や公共法人等におけるトークン化社債等の取得に係る資産運用上の不利を解消し、トークン化社債等の普及を促進することで、運用機会の多様化を図るとともに、事業者の資金調達機会の拡大を促すこと。 (2) 施策の必要性 トークン化有価証券（セキュリティトークン）は、金融商品取引法上の有価証券を、ブロックチェーン技術をはじめとする分散型台帳技術を用いて電子的に表象したものであり、注目を集めている。 しかし、金融機関等に対する源泉徴収の不適用制度及び公共法人等に対する所得税の非課税制度について、当該制度創設時にはなかったトークン化社債等は対象外となっている。 機関投資家向けのトークン化社債等は、金融機関等や公共法人等にとって、上記の制度の適用がない点で振替債^(※)よりも資産運用上不利なため、購入に消極的で普及が進まない、といった指摘があり、所要の措置が必要である。 (※) 振替債は、「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替口座簿に記載又は記録がされた公社債をいう。	
今 回 の 要 望 （ 租	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	Ⅲ—1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政 策 の 達成目標	トークン化社債等の普及を促進させることで、運用機会の多様化を図るとともに、事業者の資金調達機会の拡大を促すこと。

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	トークン化社債の利子等を受け取る金融機関及び公共法人等が適用対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	金融機関や公共法人等によるトークン化社債等の取得が増加することで、トークン化社債等を発行する事業者が増え資金調達機会が拡大する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	運用機会の多様化を図るとともに、事業者の資金調達機会の拡大を促すため、現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	機関投資家（ホールセール）向け振替債の市場規模 2018年度 121,381 億円 2019年度 160,685 億円 2020年度 182,213 億円 2021年度 144,318 億円 2022年度 121,402 億円
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	機関投資家向け振替債の市場規模は大きく資金調達に多用されている。

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		トークン化社債等に関しては初めての要望である。

令和 6 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項 目 名		スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権）の創設に伴う所要の措置	
税 目		登録免許税、国税徴収法	
要 望 の 内 容		スタートアップ等への円滑な資金供給を促し、融資を促進するための制度（事業成長担保権）の創設に伴い、所要の整備を進めること。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必		(1) 政策目的 スタートアップや事業承継・再生企業等への円滑な資金供給を促す観点から、事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権）を創設し、我が国のスタートアップ等の幅広い企業に対する円滑な資金提供を通じて企業・経済の持続的な成長を図る。 (2) 施策の必要性 D XやG X等に伴う産業構造の変化が生じている中、スタートアップ等にとっては、不動産等の有形資産担保や経営者保証等なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境を整備することが必要である。	
今 回 の 要 望 （ 租	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	I — 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施 ＜新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄）＞ 企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。

		政 策 の 達成目標	事業者が最適な方法で資金を調達でき、金融機関においても融資に取り組みやすい環境を整備することで、事業の継続及び成長を促し、企業・経済の持続的成長を実現すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う税制上の取扱いを明確化するものであり、手段として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税（国税徴収法と連動した要望）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度の創設に伴う税制上の取扱いを明確化するものであり、措置として妥当である。
連 続 性 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく	—

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯		昨年度に続けて２度目の要望である。

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局企業開示課）

項 目 名	種類株式に係る課税上の取扱いの明確化		
税 目	所得税・法人税・相続税・贈与税		
要 望 の 内 容	種類株式に係る課税上の取扱いについて明確化すること		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—	百万円 百万円) 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 納税者の予見可能性を確保することで、種類株式を用いた資金調達の際の不確実性を排除し、資金調達の環境を整えることにより、企業(特にスタートアップ企業)の育成を図ること。 (2) 施策の必要性 2006 年の会社法施行により、種類株式に多種多様な組み合わせが認められ、当該種類株式を利用することで、会社や株主のニーズに応じた柔軟な資金調達や会社運営を行うことが可能となっている。 これを受けて、企業による種類株式の活用が進んでいる一方、当該種類株式の譲渡時における税務上採用すべき金額について、客観的な判断要素が少なく、納税者の予見可能性を確保することが困難となっているとの指摘がある。 特に、近年では、スタートアップ企業による資金調達の手段として種類株式を利用するケースが増加しており、こうした予見可能性の確保は、スタートアップ企業育成の観点からも重要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	納税者の予見可能性を確保することで、種類株式を用いた資金調達の際の不確実性を排除し、企業による資金調達の環境を整えることにより、企業（特にスタートアップ企業）の育成を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	企業全般（主にミドル～レイターステージのスタートアップ企業）に適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	種類株式に係る課税上の取扱いについて明確化することで、種類株式による資金調達の際の不確定要素を排除できる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	資金調達をしやすい環境を整えるためには、資金調達の際の不確定要素を可能な限り排除することが必要であり、種類株式を利用するケースが増加している昨今の状況では、種類株式の評価に係る課税上の取扱いについて明確化することが妥当な措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和 6 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項 目 名	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ		
税 目	相続税		
要 望 の 内 容	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額※に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算すること。 ※ 法定相続人数×500 万円		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲19,557 百万円 （ ― 百万円） （ ― 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国民一人ひとりが準備している死亡保障に対し、税制上の支援として具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。 (2) 施策の必要性 生命保険は被相続人（被保険者）がその死亡によって生じる遺族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は他の相続財産と異なり、当初から明確に遺族の生活資金として目的付けされているものである。 死亡保険金が遺族の生活資金としてその生活安定のための役割を果たしている現状に鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であることから、本施策は必要である。 また、平成 27 年 1 月より相続税の基礎控除が引き下げられたことから、相続税の課税対象となる者は増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加している。		

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施																									
		政策の達成目標	世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																									
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。																									
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																									
	政策目標の達成状況	—																										
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 32 万人（令和 3 年の相続が発生した世帯における配偶者及び未成年の子の数の推計）																									
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	30 歳代から 40 歳代の世帯主の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は 1,700 万円から 2,100 万円^(※1) となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。 一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状^(※2) から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えるところ。 さらに、相続財産の 40.7%が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況^(※3) や平均世帯人員数が減少傾向^(※4) となっており現行の非課税限度額（法定相続人数×500 万円）と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額（1,700 万円～2,100 万円）^(※1) との間に差異がある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、政策の達成目標に照らし、有効な手段と考える。 （※1）「令和 3 年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター） <table><tr><td></td><td>30～34 歳</td><td>35～39 歳</td><td>40～44 歳</td><td>45～49 歳</td></tr><tr><td>普通死亡保険金額（平均）</td><td>1,793 万円</td><td>1,945 万円</td><td>1,964 万円</td><td>2,040 万円</td></tr></table> （※2）「令和 4 年 家計調査」（総務省）（1 ヶ月ベース） <table><tr><td></td><td>実収入（①）</td><td>実支出（②）</td><td>収支（①－②）</td></tr><tr><td>母子世帯</td><td>323,018 円</td><td>280,855 円</td><td>42,163 円</td></tr><tr><td>勤労者世帯</td><td>617,654 円</td><td>437,368 円</td><td>180,286 円</td></tr></table>					30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円		実収入（①）	実支出（②）	収支（①－②）	母子世帯	323,018 円	280,855 円	42,163 円	勤労者世帯	617,654 円	437,368 円	180,286 円
				30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳																					
	普通死亡保険金額（平均）	1,793 万円	1,945 万円	1,964 万円	2,040 万円																							
	実収入（①）	実支出（②）	収支（①－②）																									
母子世帯	323,018 円	280,855 円	42,163 円																									
勤労者世帯	617,654 円	437,368 円	180,286 円																									

		(※ 3) 「国税庁統計情報（令和 3 年度）」 <table><tr><td></td><td>土地・家屋等 (A)</td><td>課税価格合計 (B)</td><td>(A/B)</td></tr><tr><td>取得財産価額</td><td>7, 556, 068 百万円</td><td>18, 577, 353 百万円</td><td>40. 7%</td></tr></table> (※ 4) 「令和 3 年 国民生活基礎調査の概況」（厚生労働省） <table><tr><td></td><td>昭和 61 年</td><td>令和 3 年</td></tr><tr><td>平均世帯人員数</td><td>3. 22 人</td><td>2. 37 人</td></tr></table>		土地・家屋等 (A)	課税価格合計 (B)	(A/B)	取得財産価額	7, 556, 068 百万円	18, 577, 353 百万円	40. 7%		昭和 61 年	令和 3 年	平均世帯人員数	3. 22 人	2. 37 人
	土地・家屋等 (A)	課税価格合計 (B)	(A/B)													
取得財産価額	7, 556, 068 百万円	18, 577, 353 百万円	40. 7%													
	昭和 61 年	令和 3 年														
平均世帯人員数	3. 22 人	2. 37 人														
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—														
	要望の措置の妥当性	相続税納付後の生活資金を確保するための措置としては、予算その他の措置によるものよりも、死亡保険金の相続税非課税限度額を引上げる税制上の措置によるのが妥当である。														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	本措置の適用による減税額（推計） ・ 平成 29 年 55, 986 百万円 ・ 平成 30 年 60, 478 百万円 ・ 令和元年 58, 393 百万円 ・ 令和 2 年 64, 857 百万円 ・ 令和 3 年 75, 682 百万円 ※非課税限度額は、500 万円で計算。 ※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。														
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—														

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考えている人が約5割^(※1)いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。 ① 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金の割合は約 6.5%であるが、現預金及び退職手当金等の合計額（約 4,700 万円）と、相続税額及び債務等の合計額（約 4,600 万円）がほぼ同水準であること^(※2)から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。 ② なお、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人^(※3)についても、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は52.4%である一方で、「相続および相続税の支払いを考えて」は1.6%に過ぎない状況であり、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる^(※4)。 こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が適用されることを通じて、国民生活の安心と安定に寄与している。 (※1) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」 (生命保険文化センター) (※2) 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">相続財産全体</th><th colspan="6">内訳</th><th rowspan="2">債務等</th><th rowspan="2">相続税額</th></tr><tr><th>現預金等</th><th>死亡保険金等</th><th>退職手当金等</th><th>有価証券</th><th>土地等</th><th>その他</th></tr><tr><td>価額(千円)</td><td>212,111</td><td>41,560</td><td>13,747</td><td>5,248</td><td>19,661</td><td>97,301</td><td>34,594</td><td>25,299</td><td>20,667</td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>100.0</td><td>19.6</td><td>6.5</td><td>2.5</td><td>9.3</td><td>45.9</td><td>16.2</td><td></td><td></td></tr></table> 出典：「平成18年度決算検査報告」 (会計検査院) (※3) 国税庁統計情報 (令和3年) より算出したところによれば3分の1弱。 (※4) 「令和3年度 生命保険に関する全国実態調査」 (生命保険文化センター)		相続財産全体	内訳						債務等	相続税額	現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667	割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		
		相続財産全体			内訳								債務等	相続税額																								
			現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他																														
	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667																												
割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2																															
	前回要望時の達成目標	世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																																				
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																				
	これまでの要望経緯	昭和63年に法定相続人一人当たり250万円から500万円に引き上げられた。 本要望については、平成3年度税制改正より継続して要望している。																																				

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	市場・開示制度等の見直しに伴う所要の措置		
税目	—		
要望の内容	市場・開示制度等の見直しに伴う所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 市場・開示制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。 (2) 施策の必要性 市場・開示制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく	—

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯		—

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策局総合政策課)

項 目 名		OECD の新国際課税ルールに係る所要の措置	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容		OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じること。	
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、実務に配慮した措置を講じることにより、国内金融機関に過度な事務負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。	
		(2) 施策の必要性	
		2021 年 10 月に国際的に合意された新国際課税ルールの導入に向けて、我が国においても、令和 5 年度税制改正により新国際課税ルールの第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）のうち所得合算ルール（IIR）が法制化された。 IIR 以外の軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を含め、OECD において議論されるものについては、法整備が検討されているところ。 国内法の整備にあたっては、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じる必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関の実務に配慮した措置を講じること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	OECD の新国際課税ルールが適用される国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資するため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和 6 年度 税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	サステナブルファイナンス分野における所要の措置		
税 目	—		
要 望 の 内 容	脱炭素社会の実現に向けては、わが国の金融資産を巨額の投資ニーズに結び付け、高い技術や潜在力を有した企業等の取組に活用されることとすることで、中期的な成長戦略の柱としていく必要がある。 こうした「経済と環境の好循環」を実現するため、サステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）分野において税制上の所要の措置を講じること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」を実現すること。 (2) 施策の必要性 近年、民間金融機関や機関投資家が主体的にサステナブルファイナンスを拡大させており、特に ESG 投資額やグリーンボンド等の発行額が増加している。さらに、2015 年に持続可能な開発目標（SDGs）と気候変動対策に関するパリ協定が採択され、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的にも進められている。 また、新たな産業・社会構造への転換を促すためには民間資金の一層の拡大が不可欠であることから、主要国を中心に、政策的にもサステナブルファイナンスを更に推進する動きがある。 日本では、2020 年 10 月に、2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととされ、2021 年 4 月には、2030 年度における温室効果ガス削減目標の引上げが表明されたが、当該目標を「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題である。 本年 2 月には、「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定され、今後 10 年間で官民合わせて、150 兆円の GX 投資を実施することとされている。こうした観点から、GX 分野における新たな金融手法の活用として、サステナブルファイナンスの推進についても明記されているところである。 以上を受け、ESG 投資資金が脱炭素社会の実現に貢献する企業等の取組に活用されるよう、税制上の措置を講ずることが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－２　サステナブルファイナンスの推進
		政策の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」が実現されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用されることに資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、市場資金を大きく動かす必要のあるものであるため、予算では措置することが困難であり、税制上の措置が妥当である。
実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく	—

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」が実現されること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの 要望経緯	令和４年度からの継続要望である。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名		金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	▲8,240 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。		
	(2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：93万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,493万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		平成 17 年度からの継続要望。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項目名	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し		
税目	法人税		
要望の内容	法人（発行者以外の第三者）の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 Web3 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること。 (2) 施策の必要性 内国法人が有する暗号資産（活発な市場が存在するもの）（注）については、税制上、期末に時価評価し、評価損益（キャッシュフローを伴わない未実現の損益）は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない（＝担税力がない）暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 （注）特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの）を除く。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
		政策の達成目標	Web3 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、ブロックチェーン分野におけるイノベーションの国内集積が促進され、ひいては国際競争力を向上させることが見込まれるため、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直すものであり、予算その他の措置では代替できないため、措置として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項 目 名		銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例措置（欠損金の繰戻し還付）の延長			
税 目		法人税			
要 望 の 内 容	銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、租税特別措置法において以下の特例が措置されている。このうち、令和6年3月末で日切れとなる③（欠損金の繰戻しによる還付）について、延長することを要望する。				
			機構の法人税に係る特例		(参考) 特例がない場合の法人税法等の取扱い
	①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし (令和14年3月末まで措置)		10年間
	②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% (令和18年3月末まで措置)		所得金額の50%
	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり (令和6年3月末まで措置)		なし
			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。				
	(2) 施策の必要性 機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての上記役割を十分に果たせるよう措置されているものであることから、延長する必要がある。				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑化を図ること。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	租税特別措置法第 66 条の 12 第 1 項の不適用期限まで
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達 成 状 況	機構は、その設立から令和 4 年度末までの間に、3 兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	適用見込みは機構のみである。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、当該特例措置を設けることは、有効である。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国税 - 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しについて、内国法人は各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金のみ繰越しの対象となること、機構は令和 14 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年度において、年数の制限なく繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 1 項）。 - 欠損金の繰越控除額について、中小法人等以外の法人は、繰越控除をする事業年度における繰越控除前所得の 100 分の 50 相当額が限度であるところ、機構は、繰越控除前所得を限度額として繰越控除が可能であるとされている（租税特別措置法第 66 条の 11 の 4 第 2 項）。 ○地方税 - 法人住民税（法人税割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付額を控除することとされている（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（以下「保有制限法」という。）第 58 条第 1 項）。 - 事業税（所得割）の課税標準の計算に際し、法人税の還付に対応する欠損金を損金に繰り入れることとされている（保有制限法第 58 条第 2 項、保有制限法施行令第 25 条第 2 項）。 - 事業税（資本割）の課税標準の計算に際し、令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、資本金等の額を 10 億円とみなすこととされている（地方税法附則第 9 条第 3 項）。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、延長の措置が必要である。
事項	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	租税特別措置の適用実績	— なお、本特例措置は、令和 4 年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管したもの。保有制限法において措置していた本特例による適用実績は、以下のとおり。

		・減収（繰戻還付）額 （年度）（減収額） 平成 14 年度 76 百万円 平成 20 年度 38 百万円 平成 24 年度 2,867 百万円
	租税透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
	前回要望時の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	機構は、銀行等の保有する対象株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行っているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。
これまでの要望経緯		令和 4 年度税制改正にて保有制限法から租税特別措置法に移管し、創設。

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税		
要望の内容	【民間金融機関等に係る措置】 （措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等。 （措置内容） 民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、民間金融機関が貸主となる特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。 (2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対し、民間ファイナンスによる後押しを通じて資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担が軽減され、資金繰り円滑化が見込まれることから、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置であり、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<参考：信用保証協会の保証承諾実績> セーフティネット4号保証 104万件 18兆1,170億円 危機関連保証 69万件 14兆4,618億円 ※いずれも制度開始以降令和5年6月末時点の累計（危機関連保証は令和3年12月末をもって終了。）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担が軽減され、資金繰りが円滑になったと考えられることから、有効である。	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			本措置は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等の負担軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に措置された。 当初、令和3年1月末となっていた期限が、令和3年度税制改正、令和4年度税制改正及び令和5年度税制改正において1年ずつ延長された（令和6年3月末まで。）。

令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室）

項 目 名		エンジェル税制の拡充（信託から LPS を通じた投資の対象化）等		
税 目		所得税 租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 37 条の 13 の 3、 第 41 条の 19 租税特別措置法施行令第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、 第 25 条の 12 の 3、第 26 条の 28 の 3 租税特別措置法施行規則第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 15 の 2 の 2、第 19 条の 11		
要 望 の 内 容		信託を活用してスタートアップに投資がなされる場合も、エンジェル税制の 対象とすること等の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額	—	百万円
		（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
延 長 を 必 要 と す る 理 由	新 設 ・ 拡 充 又 は	（改 正 増 減 収 額）	（ —	百万円）
		(1) 政策目的 我が国のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題 があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状 況にある。この内、資金面について、起業家の創出やエンジェル投資家等の個 人のリスクマネーによるスタートアップへの投資を強化し、スタートアップ・ エコシステムに循環させることを目的とする。		
		(2) 施策の必要性 スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとと もに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資 本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げ ることができる環境を整備することが重要である。そこで、信託を活用してス タートアップに投資がなされる場合も、エンジェル税制の対象とすること等の 措置が必要である。		
今 回 の 要 望	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	II－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供 を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 （令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計 画の推進	

			2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 ⑧スタートアップへの投資を促すための措置 令和5年度税制改正で措置した、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を活用し、創業者等の個人からスタートアップへの資金供給を促進する。 ⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進 英国の VCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置(投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税)が与えられており、年間約1兆円の個人資金が VCT に投資されている。VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性(VCT からの買戻し制度)や情報開示(四半期)にも配慮している。 こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム(日本版 VCT)の具体化について検討を行う。 具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。
		政策の達成目標	スタートアップへの投資額について、2022 年度と比較して、5年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とする。 (スタートアップ育成5か年計画、2022 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	令和4年の国内スタートアップの資金調達額：9,459 億円 (令和5年7月14日時点、出典：INITIAL)
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スタートアップの起業及び創業初期のスタートアップへの投資はリスクが非常に高く、その資金調達は極めて困難。ベンチャーキャピタル等からのまとまった資金調達までに重要な役割を果たすのがエンジェル投資家と呼ばれる個人からの投資であり、そのようなリスクを取った個人からの出資を後押しし、スタートアップの資金調達環境を整備することは非常に重要。
	相当	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本施策は、個人からスタートアップの起業・投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【税制適用を受けた投資額】 ※直近5年間の実績を記載 ※令和5年3月31日時点の実績であり、過年度申請が行われた場合、変動する可能性がある。 平成30年度：約54億円 令和元年度：約78億円 令和2年度：約89億円 令和3年度：約153億円 令和4年度：約119億円	
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	平成9年度の税制創設時から種々の改正を行っており、特に、令和2年度改正において、株式投資型クラウドファンディングによる投資も税制の適用対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られた。引き続き税制措置によって個人からのリスクマネー供給を促進し、スタートアップの成長を支援することは重要。	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		令和2年度 経済産業大臣認定制度の認定対象の拡充（第一種少額電子募集取扱業者の追加）	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置		
税目	法人税		
要望の内容	金融機関の取引実態や市況の変動に柔軟に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムを構築すること。 (2) 施策の必要性 過大支払利子税制の目的は所得金額に比して過大な利子の支払いによる租税回避（例：海外からの借入を原資に低税率国籍の法人への投資を行い、その配当で利益を上げる一方、借入利息の支払いが損金算入されることを利用し我が国における納税を減らすこと）を防止することである。 一方で、市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっているため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムを構築すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムの構築に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	経済実態を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関の経営の健全性向上を図り、より強固な金融システムの構築に資することから、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。